

建設キャリアアップシステムの本運用

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室



建設キャリアアップシステムの ねらい

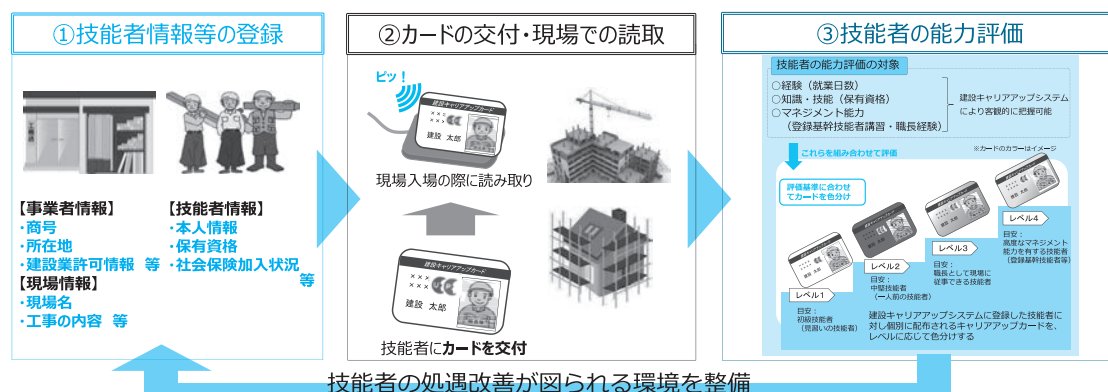
建設業は、地域のインフラ整備等の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や経済活動を支える大きな役割を担っています。少子高齢化が進展する中、建設業が引き続きこうした重要な役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保・育成が重要な課題となっております。

建設業に従事する技能者は、他の産業と異なり、様々な事業者や現場の下で経験を積んでいくことから、能力が統一的に評価されにくい、現場管理や後進の指導など一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割が処遇に反映されにくい、といった環境にあります。

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の保有する資格や就業履歴について、業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。システムの活用により、個々の建設技能者が能力や経験に応じた評価や処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としています。

平成31年4月からシステムの本運用が開始されており、業界団体の皆様と連携して、運用開始初年度で100万人の技能者登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標として、現在、国土交通省では、システムを運営する（一財）建設業振興基金と連携し、システムの普及・利用促進に向けた取り組みを積極的に展開しています。

本稿では、システムの利用手順やメリット、システムを活用した具体的な施策などをご紹介します（図－1）。



図－1 建設キャリアアップシステムの概要

2

システムの利用手順

技能者・事業者がそれぞれシステムに情報を登録することによって、キャリアアップカードの取得やカードを用いた就業履歴の蓄積、システムに登録された情報の閲覧などが可能となります。

技能者は、氏名、生年月日などの本人情報に加え、保有する資格や受講した講習、社会保険加入状況などの情報を登録することにより、一人ひとりに固有のIDが付されたICカード（キャリアアップカード）を取得します。また、事業者は、商号、所在地、建設業許可情報などを登録します。

これらの手続きは、窓口だけでなく、インターネット又は郵送による申請も可能であるほか、本人から同意を受けた所属事業者などが代行して申請することも可能です。

システムは、個々の現場での就業履歴を蓄積していく仕組みであるため、元請事業者は、現場開設時に、現場名や工事内容等の現場情報を登録します。現場に設置されたカードリーダーで、キャリアアップカードを読み取ることで、いつ、どの

現場で従事したかといった就業履歴が自動的に蓄積されていくこととなります（図－2）。

3

システムの活用方法とメリット

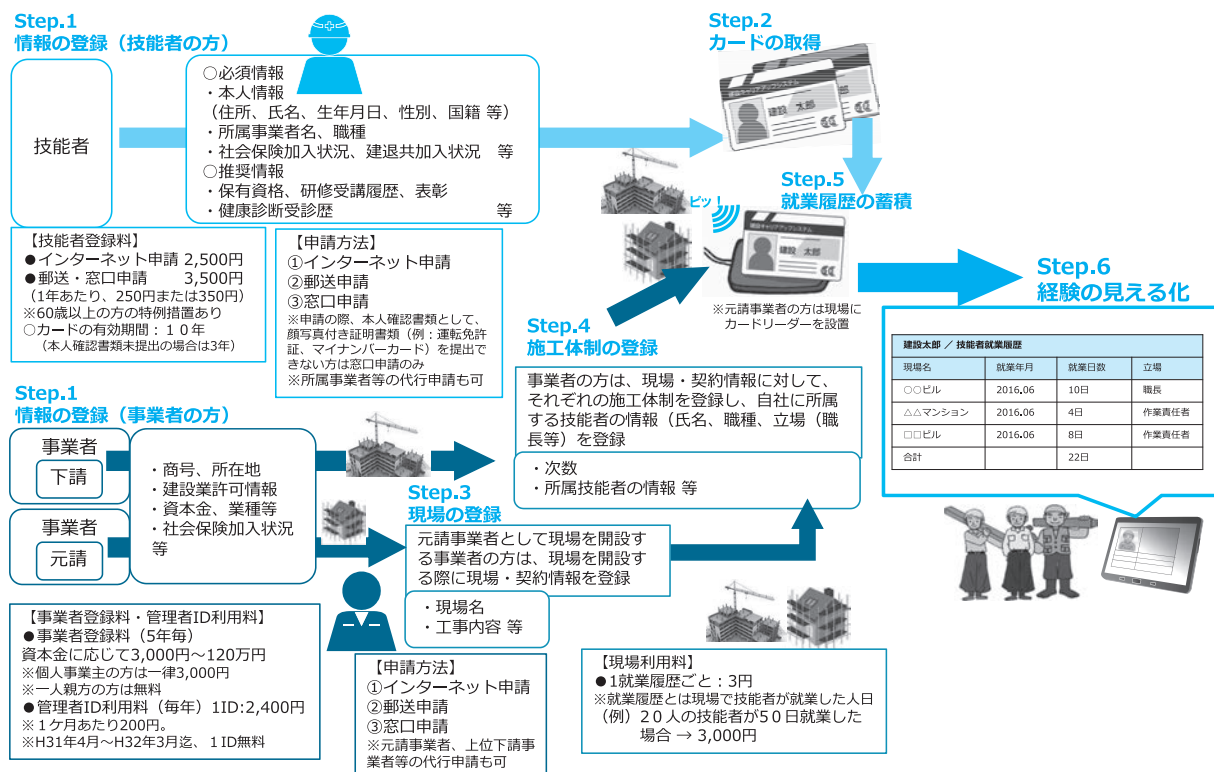
このように蓄積された就業履歴や登録された保有資格などの情報は、システム上で簡単に確認することができます。

まず、システムに登録した技能者本人及び所属事業者は、自身の就業履歴や保有資格情報を常時閲覧することができます。

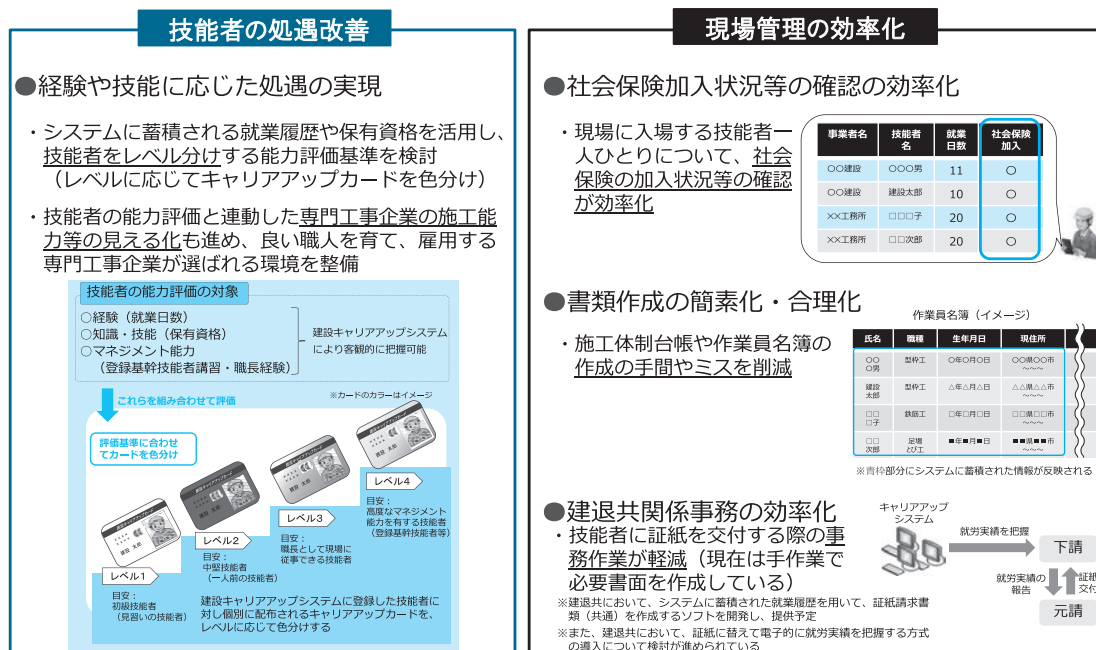
また、現場稼働中に限り、元請事業者や上位の下請事業者は、現場に入場する技能者の情報を閲覧することができます。

なお、システムに登録した事業者は、他社の事業者情報（商号、所在地、建設業許可情報など）を閲覧できるほか、技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で、他の事業者に所属する技能者の就業履歴などを閲覧することが可能です。

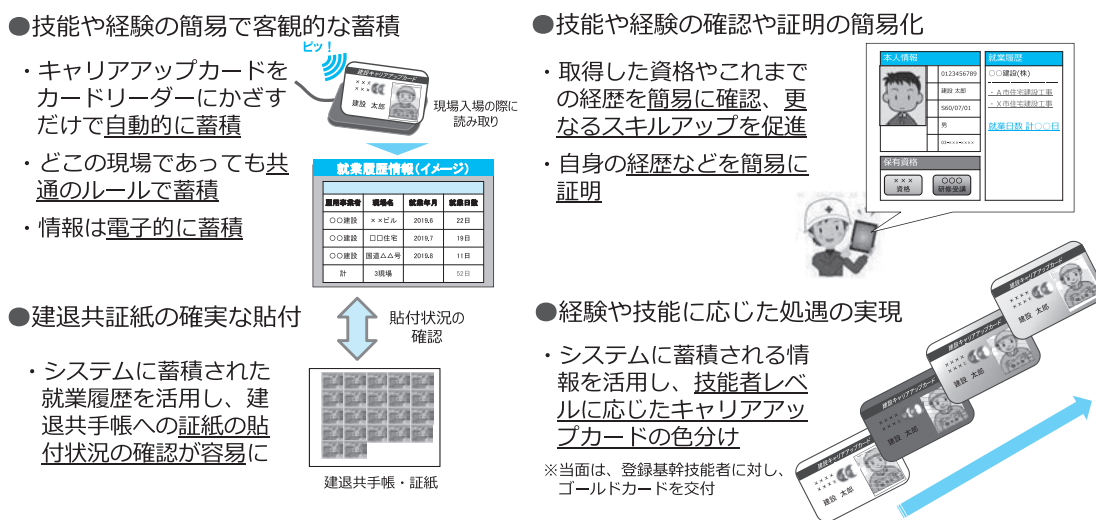
こうした機能をもつシステムの活用により、次のメリットが期待されます（図－3、4）。



図－2 システムの利用手順



図－３ システムに期待される効果



図－４ システムの活用（技能者のメリット）

（１）技能者の経験や技能に応じた処遇の実現

システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準の策定と、これと連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進めることで、良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備するための検討を進めているところであり、後ほど詳細をご紹介します。

（２）現場管理の効率化

システムに蓄積・登録された情報を活用することによって、現場に入場する技能者一人ひとりの

社会保険加入状況の確認の効率化、施工体制台帳や作業員名簿といった書類作成の簡素化・合理化、建退共関係事務の効率化といった現場管理の効率化も大いに期待されることです。

（３）業界全体で、技能者一人ひとりの技能や経験をしっかりと“認め”“育てる”仕組み

技能者は、キャリアアップカードをかざすだけで、どこの現場であっても共通のルールで、経験を簡易で客観的に蓄積できます。こうして蓄積された情報は、システム上で簡易に確認できるので、自身の更なるスキルアップや経歴証明などに

活用できます。就業履歴情報を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況を確認することも容易になります。また、システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたカードの色分けも検討しており、当面は、登録基幹技能者の資格を保有する方にゴールドカードを交付することとしています。その他、システムの利用やカード取得によるメリットを検討していきたいと考えています。

4 システムの利用料金

システムの利用にあたっては、技能者・事業者それぞれに一定の利用料金を負担していただくこととしております。

技能者からは、技能者登録に際して、インターネット申請の場合は2,500円、郵送・窓口申請の場合は3,500円の利用料金を頂きます。キャリアアップカードの有効期間は原則として10年としておりますので、1年あたり250円又は350円の負担でカードを取得することができます。

事業者からは、(1)事業者登録料、(2)管理者ID利用料、(3)現場利用料の3つの種類の料金を頂きます(図-5)。

(1) 事業者登録料

資本金に応じて、3,000円から1,200,000円まで

の11段階に設定された料金を頂きます。この料金は5年毎にお支払いいただきます。なお、一人親方については、事業者登録料を無料としています。

(2) 管理者ID利用料

管理者IDの数に応じて料金を頂きます。1ID毎に2,400円となっています。管理者IDの取得により、事業者情報や技能者情報の閲覧、現場情報の登録、帳票出力などが可能となります。

(3) 現場利用料

元請として現場情報を登録する事業者から、現場に入場する技能者の就業履歴回数に応じた料金を頂きます。就業履歴回数1回あたり3円と設定しており、現場に入場する技能者の人日単位で課金します。

具体的な料金のイメージをお示しするため、事業者規模別のモデル的な料金(1年あたり)を試算しておりますので、参考にしていただけると幸いです(図-6)。

なお、これらの利用料金については、建設業関係団体を構成員とする「建設キャリアアップシステム運営協議会」において決定*されております。

※建設キャリアアップシステム運営協議会第2回総会(平成29年11月6日開催)にて決定

また、システムの利用期間が限られる60歳以上の技能者については、料金割引やカード有効期

技能者の登録料

【料金】

- インターネット申請 2,500円
- 郵送・窓口申請 3,500円

※60歳以上の技能者の特例措置

- ①登録料は 2,000円(500円割引)
(2023年3月迄にインターネット申請した60歳以上の方)
- ②カードの有効期間を15年とする
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

カードの有効期間 10年

(本人確認書類が未提出の場合は3年)

※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費相当：1,000円(発送費を含む)で、再発行

【料金】

料金の種類	設定方法	支払	対象
事業者登録料	①事業者登録料	資本金	5年毎
システム利用料	②管理者ID利用料	管理者IDの利用回数	毎年
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	--

①事業者登録料(5年ごと)

資本金	新規・更新
500万円未満	3,000円
500万円以上1,000万円未満	6,000円
1,000万円以上2,000万円未満	12,000円
2,000万円以上5,000万円未満	24,000円
5,000万円以上1億円未満	30,000円
1億円以上3億円未満	60,000円
3億円以上10億円未満	120,000円
10億円以上50億円未満	240,000円
50億円以上100億円未満	300,000円
100億円以上500億円未満	600,000円
500億円以上	1,200,000円

- ※一人親方は無料
- ※個人事業主は3,000円

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料 金
1あたり	2,400円

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求
※2019年4月～2020年3月迄、1ID無料

(管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。)

③現場利用料

就業履歴回数	料 金
1回	3円

- ※月ごとでまとめて元請の登録責任者に請求
(現場ごとの利用状況等を登録責任者は閲覧可能)
- ※現場に入場する人日単位で課金
- ※就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数

(現場利用料の算出(例))

20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

図-5 システムの利用料金

【前提条件】

①現場利用料は元請として現場を登録する事業者のみの負担で、下請となる工事には不要。

②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル（一人親方）

項目	規模
資本金	—
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	210円/年
合計	2,610円/年

※下請工事のみ行う事業者の場合は、2,400円

◆事業者モデル①

項目	規模
資本金	500万円
年完工高	5,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	1,200円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	1,050円/年
合計	4,650円/年

※下請工事のみ行う事業者の場合は、3,600円

◆事業者モデル②

項目	規模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合計	6,900円/年

※下請工事のみ行う事業者の場合は、4,800円

◆事業者モデル③

項目	規模
資本金	3,000万円
年完工高	3億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	4,800円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	6,300円/年
合計	13,500円/年

※下請工事のみ行う事業者の場合は、7,200円

◆事業者モデル④

項目	規模
資本金	7,000万円
年完工高	7億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	6,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	14,700円/年
合計	23,100円/年

※下請工事のみ行う事業者の場合は、8,400円

◆事業者モデル⑤

項目	規模
資本金	2億円
年完工高	20億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	42,000円/年
合計	56,400円/年

※下請工事のみ行う事業者の場合は、14,400円

図－6 事業者規模別のモデル的な料金（1年あたり）

間の延長を行うこととしております。



システムを活用した技能者の 処遇改善施策

システムの導入を技能者の処遇改善に繋げていくため、国土交通省では、技能者の能力評価制度を構築するとともに、これと連動した専門工事企業の施工能力等の見える化について、検討を行っています。

(1) 技能者の能力評価制度について

本年4月からシステムの本運用が開始され、これまで客観的な把握・可視化が困難であった建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握することが可能となりました。こうした状況を踏まえ、本年4月、システムに登録・蓄積された情報を活用した「建設技能者の能力評価制度」を構築しました。具体的には、建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）をはじめ、建設技能者の能力評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、建設技能者の能力評価制度

に関するガイドラインを定めたところです。今後、これらに沿って、専門工事業団体等がその職種の特性に応じた能力評価基準を策定し、国土交通大臣の認定を受けることとなります。能力評価基準が認定された職種から、順次、レベルに応じて色分けされた建設キャリアアップカードが交付され、技能や経験に見合った処遇の実現に向けた動きが広がっていきます。国土交通省では、こうした取り組みを加速化すべく、能力評価基準の策定主体である登録基幹技能者講習実施機関とともに、今年度中に全ての職種（34職種）で基準申請を完了するとの目標を掲げたところです。各登録基幹技能者講習実施機関においては、レベル2、3、4のそれぞれの技能者像とは何か、またそのレベルに達するために必要な資格や経験はどの程度かなど、現在検討中の段階であり、6月以降、順次国土交通省と意見交換しながら基準づくりを進めていくこととしています（図－7、8）。

(2) 専門工事企業の施工能力等の見える化について

「専門工事企業の施工能力の見える化制度」（以下、「見える化制度」という）は、建設技能者の能力評価制度と連動し、個々の専門工事企業が、

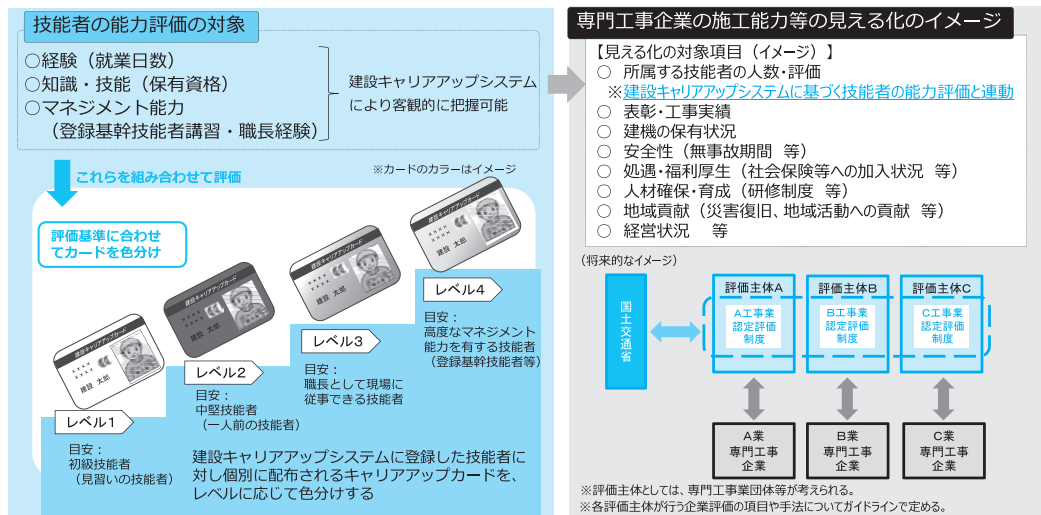


図-7 技能者の能力評価基準と専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
 - 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
 - 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会（平成31年3月6日）において了承、建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

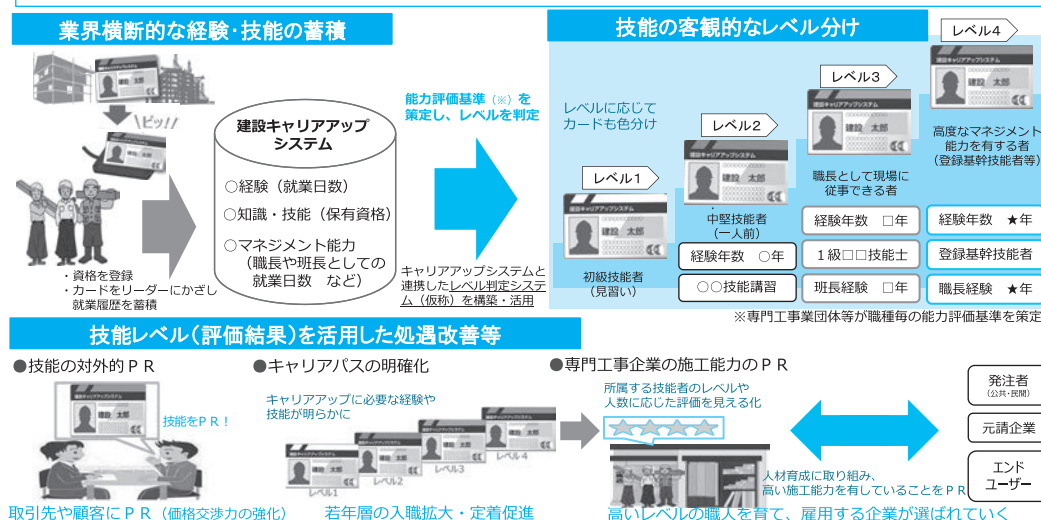


図-8 建設技能者の能力評価制度（概要）

どのレベルの職人を何名雇用しているのか等、自社の施工能力に関係する情報等を「見える化」することで、元請企業や発注者等から適切に評価される仕組みを構築するものですが、平成30年4月以降の見える化検討会において、制度の目的や、項目・内容、運営主体等について議論を重ね、9月20日に開催された第5回検討会において、見える化制度の中間とりまとめが了承されました。

中間とりまとめ以降、見える化制度の構築に向けて検討を行っていく必要がありますが、見える化制度の設計においては、専門工事企業の施工能

力見える化等に関する検討会における議論を踏まえて、業種による特性を考慮する必要があることから、「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」の下に「専門工事企業の施工能力の見える化ワーキンググループ」（以下、「見える化WG」という）を設置し、特に見える化の共通項目の評価基準の合意を目指し議論を行いました。

見える化WGにおける大きな論点としては、検討会が始まった頃からのテーマである「財務に関する指標」、「専門工事企業の施工能力」をどの

ように評価するかとなりますが、「財務に関する指標」については、資本金、売上高を財務の指標とし、「専門工事企業の施工能力」としては、技能者の人数等となることから、キャリアアップカードの保有者数、所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合、所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算といった指標で行うことで、WGとして議論を行

い、平成31年3月に開催された第6回検討会において、共通項目の評価案の共有がなされました。

見える化制度の構築においては、これまで議論した共通項目に加え、業種ごとの選択項目の設定を検討する必要があることから、見える化制度の評価項目のモデルケース作成の取り組みを行うことにより、団体における検討が進むよう取り組んでまいります（図－9、10）。

- 第2回WG以降行ったシミュレーションを踏まえた評価基準案について以下のとおり。
- 資本金については、各団体ごとに共通の基準で行っても特段の不都合はないが、売上高（完工高）については、業種ごとの乖離が大きいため、各業種により評価基準を作成するのが望ましい。
 - キャリアアップカードの保有者数については、業種ごとの乖離が大きいため、各業種により評価基準を作成するのが望ましい。

項目区分	項目	評価方法	評価の内容	確認方法
基礎情報	建設業許可の有無	2段階評価	許可の有無	CCUS
	建設業の営業年数	4段階評価	営業年数	別途申請
			許可年数	
	財務状況等	4段階評価	事務負担の軽減も踏まえ、建設キャリアアップシステムにある資本金、売上高（完工工事高）のデータにより財務評価を行う。	CCUS
	取引先	必須記載項目	－	CCUS
	社員数	必須記載項目	－	別途申請
施工能力	団体加入	2段階評価	団体加入の有無	別途申請
	建設技能者の人数	4段階評価	●キャリアアップカードの保有者数 ●所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合 ●所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	CCUS
		必須記載項目	●キャリアアップカードのレベルごとの人数、最大請負金額、協力会社、表彰実績	※定着率については、当該企業における経験年数にするのか、他社分の経験年数も含めるのか、今後、検討。 ※最大請負金額、協力会社、表彰実績は、別途申請が必要の可能性
	施工実績	必須記載項目	－	別途申請
コンプライアンス	法令遵守	2段階評価	●処分歴	別途申請（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認可能）
			●法令遵守の取組	別途申請（過去5年の適取等の講義の受講の有無）
	社会保険加入状況		●社会保険加入状況	CCUS
			●安全団体加入状況	別途申請（内容について別途検討）

図－9 専門工事企業の見える化制度共通項目における評価基準案について

- 評価項目のモデルケースづくりについて、各団体と行う。
- モデルケースについては、共通項目をベースとして、選択項目における業種における選択項目の検討、評価方法、申請内容の確認方法等も検討し、検討会、WGにおいて共有。
- 制度構築にあたっては、CCUSとの連携、公表方法、インセンティブ等についても検討。また、CCUS、能力評価基準とのデータの連動においては、国がどのような関与ができるか検討を行う。

○共通項目、選択項目の評価項目のモデルケース（イメージ）

共通項目		検討内容
基礎情報 ☆☆☆☆	・建設業許可の有無 ・建設業の営業年数 ・財務状況等 ・社員数 ・団体加入 等	
施工能力 ☆☆☆☆	・建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有人数、レベル 等） ・施工実績	
コンプライアンス ☆☆☆☆	・建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況 ・社会保険加入状況 等	
選択項目		【選択項目】
施工能力 ☆☆☆☆	・建機の保有状況 ・最大請負金額 ・表彰 ・協力会社 等	
処遇・福利厚生 ☆☆☆☆	・給与制度 ・労務管理 ・休暇制度 等	

図－10 専門工事企業の見える化制度モデルケースについて

〈①公共工事での評価〉※建設業働き方改革加速化プログラム（平成30年3月20日策定・公表）

●技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する

図－11 公共工事での評価の検討

(3) 技能レベルの指定制度の創設と公共工事での評価の検討

本年3月20日、建設業における働き方改革をさらに加速し、将来の担い手を確保するため、「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定しました。

この加速化プログラムにおいて、「技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する」、「能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討する」ことが記載されております（図－11）。

6

今後の周知・普及

建設キャリアアップシステムについては、平成31年4月からの本運用に先立ち、システムを安心かつ円滑に導入するため、平成31年1月から3月にかけて現場を限ってシステムを実際に利用し、発生した課題を検証する限定運用を24の現場で実施しました。

限定運用で確認された課題については、建設業界に対しても広く周知するとともに、技能者への注意喚起のための現場掲示用ポスターのデータ提供、限定運用で発生したシステムエラーに対応した必要なシステム改修を行うなど運用へのフィードバックを行い、この4月より本運用を開始しております。

今後も、システムの周知・普及に一層取り組ん

でいくことが重要であることから、地方ブロック中心地での説明会も随時開催するとともに、今年度は特に地方における周知・普及を進めるために、地方の県庁所在都市の全てで説明会を開催し、建設キャリアアップシステムについて地方における周知・普及に向けた取り組みの強化を図っていきたいと考えております。

引き続き、システムに関する最新情報をシステム専用HP（<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>）に掲載して、積極的な情報発信に努めていくとともに、システムを広く周知するためのチラシやシステムの利用方法やメリットをわかりやすく解説した動画などを活用して、できる限り多くの技能者・事業者へシステムの登録・利用を呼びかけていくこととしています。

7

おわりに

建設キャリアアップシステムを建設産業のインフラとして業界全体に普及させていくためには、業界の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

国土交通省としても、運営主体である建設業振興基金と連携し、システムの広い普及と円滑な運用開始に向けた取り組みを進めてまいります。建設業の持続的な発展のため、皆様方におかれましても、システムへの早期の登録や所属技能者への積極的な登録の呼びかけなど、普及・利用促進に向けた取り組みにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。